

高崎健康福祉大学ハラスメント防止及び対策ガイドライン

1. ハラスメント防止に向けて

高崎健康福祉大学では、個人の尊厳（人権）と学問の自由を損なういかなるハラスメントも許容せず、教育・研究及び就労環境の整備に努めていきます。

高崎健康福祉大学ハラスメント防止及び対策ガイドラインを示します。これまでのセクシュアル・ハラスメント等の防止等に関するガイドライン及び規程に加え、その他のハラスメントにおける防止と対策等に関するガイドラインを定め、各種のハラスメントの防止と被害者の迅速な救済を目的に、ハラスメントの相談を受け付けられるよう整備いたしました。

ハラスメント相談では、**相談員**としてアドバイザー・カウンセラー・各学部学生係がハラスメントを受けた悩みや気持ちを受け止め、今後の行動指針と支援を得る方策をアドバイスします。

個人のプライバシーに十分配慮しながら相談者の立場に立って相談に応じます。

相談内容によってセクシャルハラスメントの場合は従来の**セクシャルハラスメント防止・対策委員会**に、アカデミックハラスメント等の場合は大学運営協議会の構成メンバーである**研究科長・各学部長・各学科長**に取り次ぎます。

相談後の流れ（対応・措置の過程）の概要は、ハラスメント対応フロー図をご覧ください。

2. ハラスメントの定義

高崎健康福祉大学は、ハラスメントを、「差別意識に基づき、あるいは権力関係を用いて、不適切な言動を行い、これによって相手に精神的・身体的な面を含めて、修学・研究や職務遂行に関連して不利益や損害を与えること」と定義します。

ハラスメントに特徴的なこととしては、その行動が不快で、屈辱的で、敵意に満ち、脅迫的であると、受け手に見えるか感じられること、若しくは理性的な第三者によってそのように見なされることにあります。

ハラスメントの例はおよそ次のようなものです。差別的な言動、執拗ないじめ・嫌がらせ・からかい、性格や容姿に関する不快なコメント、持続的で不合理な批判、罵倒、又は性的な好意や行為と引き換えに報酬（単位認定、推薦、昇進など）の約束をしたり、必要な指導や支援を拒否し、脅迫したりすることなどが挙げられます。

なお、行為者がどんなつもりでそれを行ったかはハラスメントを構成する要件ではありません。

3. ハラスメントの種類とハラスメントになり得る言動の具体例

性別による差別的言動をはじめとして、人種、民族、身分、出生地、出身校又は障害や病気による差別、上下関係や権力関係を背景にした、いじめや各種服従の強要がない大学キャンパスをつくるには、すべての構成員がお互いの人格と相手の文化的背景を尊重する意識を持ち、ハラスメントは相手の人格権を意識的・無意識的に侵害し、時に深刻な心身の健康障害をもたらすものであるとの認識が必要です。たとえば、ある人にとってハラスメントと感じなくても、出身国が

異なる人同士の関わりの中で社会・文化・宗教的な差異があるときには、それがハラスメントとして受け取られることもあるのです。

1) セクシュアル・ハラスメント

セクシュアル・ハラスメントは、性差別の一形態とみなされる人権侵害です。学問、労働、社会的状況へ性的なコメントや活動を不適切に持ち込むという特徴があり、しばしば対等の立場にない人々の間で生じます。もしそこに権限のある、又は信頼される立場の濫用があるならば、明確な利益、不利益の提示がなくても、大学は重大なセクシュアル・ハラスメントとみなします。以下は、主な具体例です。

- ・相手が望まない一方的な接近や身体接触を行う。(握手を求める、肩をたたく、首や肩を揉む、など不必要に体に触れようとしたり、全身をなめるように見たりする。)
- ・単位や学位の認定、研究指導と引き換えに性関係を求める「対価型セクシュアル・ハラスメント」。
- ・指導教員や指導学生が飲み会でダンスやカラオケデュエットを強要する。
- ・個人又は集団の性役割あるいは性別を強調する示唆、望まないコメントなどの「環境型セクシュアル・ハラスメント」。
- ・自分の性体験を語ったり、学生に聞いたりする。
- ・熱心な研究指導のあまりプライバシーに踏み込む。
- ・食事やデートにしつこく誘う。拒否されたり無視されると指導をやめたり、不必要に厳しく指導したりする。
- ・猥褻(わいせつ)、下品な画像やメールを相手の意向を無視して見せたり送信したりする。

< 刑事犯罪 >

強姦や性的暴行、ストーカー、痴漢、覗きや盗撮行為は、刑事犯罪あるいは迷惑防止条例違反相当行為です。相談員は、必要な手続きや心身のケアに関する助言、緊急避難措置などの支援を行うことができます。

2) アカデミック・ハラスメント

アカデミック・ハラスメントは、「大学の構成員が権力関係をもとにして、不適切な言動を行い、これによって相手に精神的・身体的な面を含めて、学修・研究や職務遂行に関連して不利益・損害を与えること」です。

アカデミック・ハラスメント問題の解決までには、適正な教育研究指導や職権行使と権力の濫用の間の線引きが難しく、定義もあいまいであり、デリケートな問題を含むため困難な作業が伴います。しかしこの種の相談が全国的に、特に大学院において急増しており、被害者救済と教育環境改善のためハラスメントとして一括した対応が求められています。

ハラスメントは、安心して安全な教育を受け、研究し、快適な環境で就労する権利を奪う人権侵害行為です。したがって、特に指導的立場にある人は、このことをしっかりと認識して学生

や部下の信頼を裏切る行為は厳に謹み、良好な教育・研究・就労環境をつくるよう努めてください。

以下に具体例を示しますが、セクシュアル・ハラスメントと同様、これらの言動は意図の有無に関わらず、受け手にそう感じられた場合は、アカデミック・ハラスメントになります。

- ・すごい剣幕で怒鳴られ、物を投げつけられるのでビクビクしている。
- ・研究室で他の学生の前で長時間叱りつけられた。(厳しい指導、叱咤激励とは異なる。)
- ・不穏な仕方で批判されたり、仕事や人格や容姿をけなされたりする。
- ・嫌味ばかりネチネチ言われるだけで指導してくれない。
- ・出身学校や人格のことまで言われる。
- ・正当な理由もないのに「お前は指導出来ない。」と言われた。
- ・内緒でボーイフレンドまで呼び出された。
- ・寮生は嫌いだ、君と話したくない、やめちまえと言われた。
- ・正当な理由もないのに学会発表を止めさせられた。
- ・就職が内定していたのに適切な指導もないまま論文締め切り直前にダメ出しをされた。

3) アルコール・ハラスメント

一気飲みの強要や、酒席でノンアルコールを用意しなかったり、お酌を強要したり、体質的に飲めない人に飲酒を強要したりする場合があります。

4) パワー・ハラスメント(職務遂行上のハラスメント)

教授が職権などのパワーを背景にして本来の業務の範疇を超えて継続的に人格と尊厳を侵害する行動をいいます。主に教職員間で問題となります。

4. ハラスメントにあったとき

1) ハラスメントを受けていると感じたなら、もし少しでも可能ならば言葉と態度で自分はそのような行動を「望んでいない」、「受け入れられない」、「不快である」とはっきりと伝えましょう。勇気を出して拒絶し、意思を明確に相手に伝えることが大切です。しかし、「ノー」と言えない場合もあるでしょう。(そこにハラスメントの特徴があります。) 周囲の人に話して助けてもらうことも必要です。あなたが悪いと感じたり、それに耐えなければならないと感じたりしてはなりません。

2) 手紙や書状、電子メールの方が伝えやすいかもしれません。(コピーをとっておいてください。) これだけでハラスメントを止めさせるのに十分な場合もあります。

3) 「ノー」と言ったため指導を拒否されたり、嫌がらせがひどくなったりしたら困ると思うかも知れません。もし相手がそのような態度に出たら、そのことを記録し、相談員に相談して

ください。大学はそのようなハラスメントを許しません。

あなたを悩ます問題に関するどんな出来事も詳細に記録したり、日記をつけたりすることは大切です。とりわけ相手に話すことができないと感じたり、話したあとにもそのハラスメントが持続したりするときはそうです。

その記録や日記に、いかにその行為があなたの学生生活や学問・研究活動、仕事や社会生活を変えてしまったか、あるいは心身の健康を損なってしまったかの詳細を書いておいてください。

4) これらの対応が自分でうまくできない場合、あるいはハラスメントが止まない場合は、相談員に相談してください。

5. ハラスメント相談、相談窓口、その後の対応（「対応のフロー図」を参照）

ハラスメント相談員は、アドバイザー・カウンセラー・各学部学生係が学長より任命されています。自分ひとりで行きにくい場合は、誰かに付き添ってもらってください。

アドバイザーが立ち会う場合もあります。相談者の立場に立ってじっくり話を聞きながら、事態を理解し整理することを手助けし、今後の対処の方針や解決方法を自分自身で意思決定をするための相談に応じます。相談者の希望に応じて苦情申立ての取り次ぎを行い、問題解決への道筋を示します。相談員は、相談者の名誉とプライバシーを守ります。

問題を解決するための方法には、相手への注意や警告のほか、事実関係の調査、調停（当事者間の話し合い）、勧告、制裁などの強制的な措置があります。これらは正式の手続きを経てできるだけ迅速に行いますが、いずれの場合も、あくまで相談者本人の意思を十分に確認してから行います。またどの段階でも、苦情申立てなどの手続きを取り下げることができます。

苦情申立てがなされた時点で（相談の途中であっても）ハラスメントの疑いのある行為が継続し深刻な心身の障害をきたしているなどの緊急性が認められる場合は、臨時措置として常務理事会は緊急避難措置を勧告することができます。

ハラスメント相談のみで解決終了する場合もあります。すべての相談が加害者（以下、被申立人）の調査、報告、処分につながるわけではありません。あなたの相談、苦情申立て後の対応のすべての過程で、相談者の意思を最大限尊重し、プライバシー保護に万全を期します。相談者の了承なくして個人情報が開示されることはなく、情報は相談者を守る関係者のみに開示され、またすべての調査は秘密が保持されます。

大学は、ハラスメントの訴えを重大問題として扱います。したがって、事実に基づかない虚偽の訴えや悪意に基づく根拠のない誹謗中傷はしてはいけません。

6. ガイドラインの実施

このガイドラインは平成21年11月1日から実施する。

相談員の氏名、相談曜日、連絡先は下記のとおりです。メール、電話、手紙での相談も受け付けます。学内掲示板や大学ホームページにも記されています。

ハラスメント相談窓口

相談曜日・相談窓口・相談員の氏名は下記のとおりです。

相談曜日・時間	相談窓口の場所	相談員氏名	メールアドレス	電話番号	住所
火・水・金 12:00～ 16:30	カウンセリ ングルーム	臨床心理士 岡島 美智子	sodan@takasaki-u.ac.jp	027-352-1281	1
平日 (月～金) 8:30～ 16:30	健康福祉学 部事務室	学生課窓口 西村 英世	hideyon@takasaki-u.ac.jp	027-352-1290	1
		学生課窓口 菊池 俊	kikuchi@takasaki-u.ac.jp		
		学生課窓口 岡本 桂奈	kana@takasaki-u.ac.jp		
	薬学部事務 室	薬学部窓口 柳原 信義	yanagihara@takasaki-u.ac.jp	027-352-1180	2
	看護学部事 務室	看護学部窓口 清水 理恵子	rshimizu@takasaki-u.ac.jp	027-352-1291	3
短期大学部 事務室	短期大学部窓口 富田 佳苗	tomita@takasaki-u.ac.jp	027-352-1291	3	

- 1 〒370-0033 高崎市中大類町37-1 高崎健康福祉大学
- 2 〒370-0033 高崎市中大類町60 高崎健康福祉大学 薬学部
- 3 〒370-0033 高崎市中大類町501 高崎健康福祉大学 看護学部または短期大学部

学科の相談窓口については、各学科のアドバイザーとなっています。

上記時間以外は、メールアドレスへ連絡してください。